

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：32616

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K17039

研究課題名(和文) 財産管理型信託における受託者の注意義務・忠実義務の明確化

研究課題名(英文) Study on Trustee's Duties of Care and Loyalty in Asset Management Schemes for the Elderly

研究代表者

田岡 絵理子 (Taoka, Eriko)

国土館大学・法学部・准教授

研究者番号：20551039

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：超高齢・少子化社会が進む中、財産管理能力を欠く、あるいはそれに衰えを感じる高齢者が、他者に自らの資産管理を委ねたいという社会的ニーズが高まっている。そこで期待されているのが、財産管理型信託を活用した高齢者の財産管理である。財産管理を委託する者は、自ら管理ができなからこその者に依頼している以上、託された財産管理者の行動基準を明確化し、安心して財産管理を委ねることができる制度設計が必要となる。そこで、かような財産管理型信託の活用が長いイギリスの信託を主な比較対象としつつ、日本の財産管理型信託における財産管理者の行動基準の明確化を試みた。

研究成果の概要(英文)：In response to the rapidly aging society, there are increasing needs among the elderly for managing their assets in trust schemes in Japan. This is posing new challenges to Japanese trust law, because trusts have been primarily used by trust banks to create investment schemes in Japan, while private trusts to manage one's assets and/or leaving assets to his family members have hardly ever been utilized. Therefore, it is necessary to focus on rules on such private trusts by tailoring existing rules created based on commercial trusts. This research aims to meet the necessity by employing comparative legal study primarily on English trust law.

研究分野：民法 信託法

キーワード：信託法 受託者 忠実義務

## 1. 研究開始当初の背景

2006年の信託法の改正により、多様な信託利用が期待されているところ、財産管理能力を欠く高齢者・障害者・未成年者などの生活支援を目的とする財産管理型の信託の積極的活用が予想されている。高齢者が、財産管理を他者に頼る必要性に直面しても、必ずしも財産管理の技能に長けた親族を有するとは限らず、また、核家族化を超えて個人の孤立化が急激に進む現代では、そもそも財産管理を頼む親族がいないことすらありうる。そこで、財産管理技能を有する者を受託者として財産管理を委ね、自己の生存中は、生活費等の受益を受け、死亡後は残余財産を残された子供らに与えるという、財産管理型信託の利用が期待されているのである。そのため、実務では財産管理型信託の具体的利用が進みつつあるものの、そこでは「誠に都合のよい自分勝手なスキームを信託でしたいという、信託の本質を無視した発想での信託設定」なされることが懸念されている(「成年後見(任意後見)と民事信託」登記情報629号48頁(2014))。信託スキームの設計段階で身勝手な設計をさせないためには、財産管理型信託における当事者、とりわけ受託者の義務を予め明確にしておくことが必要である。財産管理信託においては、信託財産が受益者の生活保証の財源である点で、余剰財産の運用を目的とした運用型信託に比して、信託財産の適切な管理に対する要請が高くなる。その一方で、財産管理型信託の受益者は、高齢者や障害者など自ら財産管理が行えない者であるため、信託設定後に、これらの者による受託者の適切な監督に期待ができない。そのため、信託法理論として、事前に、受託者の義務を具体的規範として提示しておく必要がある。

## 2. 研究の目的

上記の社会的背景と財産管理型信託における問題点に鑑み、財産管理型信託における受託者の義務の具体化を試みるのが本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

財産管理型信託における受託者の義務の具体化にあたっては、比較法の視点からの分析として、イギリス・カナダ・オーストラリアを中心とするコモンウェルス圏での財産管理型信託における受託者の義務についての判例及び理論研究を行い、それを日本法へと照射することを試みた。これらの国では、財産管理型信託について長い歴史と実績があるためである。また、日本法の研究として、他の民法上の財産管理制度と比較し、そこでの財産管理者の義務と平仄を合わせた具体化を試みた。人が、自己が財産管理能力の衰え・喪失に備えて、自己の財産の管理方法を事前に決めておきたいと考えた場合、日本法には、任意後見制度・成年後見制度・死後事務委任・遺言といった種々の財産管理制度が用意されており、財産管理型信託は、管理方法の一選択肢である。とすれば、どの管理方法を選択したかという理由だけで財産管理者の義務が大幅に異なることはないよう、上記諸制度との平仄を合わせた受託者の義務の具体的規範化が必要だからである。

## 4. 研究成果

コモンウェルス圏での財産管理型信託における受託者の義務は、その具体的内容は個別の法的文脈に応じて細やかな発展を見せている。しかしながら、善管注意義務・忠実義務を中心としつつも、それらとは別に個別具体的な内容の義務が「受益者の利益を促進する義務」の一内容として発展しているものもあり、それらを概念として体系的に整理するには注意を要する。コモンウェルス圏で発展した各個別の義務を日本法に照射するのであれば、善管注意義務・忠実義務の内容

を具体化したところにある義務としての位置づけが可能であろうとは推察される。しかしながら、日本法においては、善管注意義務と忠実義務の内容・両義務の関係自体にも議論があるのであり、より詳細に日本法における諸義務の基礎研究を詰めた上で、コモンウェルス圏での個別具体的な義務内容との比較考察を行い、各個別の義務の具体化を体系的に整合性のある形で日本法へ照射する可能性を考察していく必要があるであろうことがわかった。研究成果については、近日論文として学術誌での公表を予定している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

田岡絵理子「代理人の忠実義務の内容及び善管注意義務・委任事務処理義務との概念的関係について」私法79巻123-130頁(2017)

田岡絵理子「『財産の管理・処分を託す』ということ」信託フォーラム6巻58-63頁(2017)

田岡絵理子「当事者の合理的意思に基づく約款解釈」法律時報89(3)74-79頁(2017)

〔学会発表〕(計7件)

田岡絵理子「Shaping and Re-shaping of the Duty of Loyalty in Japanese Law」Conferences on Comparative Law in Asia, 2017年9月27日(シンガポール国立大学, Singapore)

田岡絵理子「Before Harmonization: Comparative Study on Contractual Default Rules between Japan and the Philippines」Conferences on Comparative Law in Asia, 2017年9月27日(シンガポール国立大学, Singapore)

田岡絵理子「Empirical Research on

Contracting Practices in Singapore with Respect to the Usage of the United Nations Convention on the International Sale of Goods」Scholars' Colloquium of Coase-Sandor Institute, 2017年7月20日(シカゴ大学ロースクール, the US)

田岡絵理子「The Use of Online Customer Review System in Online Dispute Resolution」ASLI Conference, 2017年5月18日(Novotel Manila Aratena Centre, Manila, Philippines)

田岡絵理子「The Problem of Hidden E-commerce Laws in Japan and the Possibility to Use the Framework of the United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts」2016 UNCITRAL Emergence Conference, 2016年12月13日(World Trade Centre Macau, マカオ)

田岡絵理子「代理人の忠実義務の内容及び善管注意義務・委任事務処理義務との概念的関係について」私法学会2016年10月9日(東京大学)

田岡絵理子「Interpretations based on the Parties' Reasonable Intentions and Content Regulations of Standard Form Contracts in Japan」シカゴ大学=慶応大学ロースクール共同セミナー「約款規制をめぐる基本問題」2016年9月13日(慶応大学)

〔図書〕(計1件)

田岡絵理子「有料老人ホーム入居契約における権利金不返還条項と初期償却条項の不当条項性判断についての一考察」『早稲田民法学の現在』(成文堂、2017)417-438頁

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

田岡 絵理子 (ERIKO TAOKA)  
国土館大学・法学部・准教授

研究者番号：20551039

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )